

昭和39年8月現在世帯人口調査				
種別	世帯数	男	女	計
大字別				
赤馬場	511	1,107	1,299	2,406
中原	316	885	906	1,791
満願寺	546	1,405	1,455	2,860
小計	1,373	3,397	3,660	7,057
朝鮮	6	6	5	11
合計	1,379	3,403	3,665	7,068

国小南広報

8月住民登録事件表									
区分	転入	転出	出生	死亡	村内移動	記載	消滅	計	
赤馬場	8	3		1	9	1	3	-2	
中原	2	2					1	1	
満願寺	18	6	3	3	1	1		-13	
計	28	11	3	4	10	4		-14	

一世帯一部配布

第12号
昭和39年10月1日
毎月1日発行
1部5円

とうめお式婚金

喜びも悲しみも

共に五十年

去る九月二日、役場二階の会議室において、金婚夫婦の表彰式がおこなわれました。この日表彰されたのは、下城国治氏御夫妻をはじめ、十一組の金婚夫婦。大正三年に結婚式を挙げられて以来五十年、相たすけあい、はげましあひながら世の荒浪をのり切つてこられたかたがたです。晴れの式にのぞまれた各御夫婦の胸にはすぎ去つた五十年の歳月が、今はたのしく、そして短く感じられることでしょう。喜びを胸に、さつぱりした晴着で、いそいそと式場にあらわれた金婚夫婦。そしてこれを迎える人々の表情にも、暖かいものがあふれていました。

おめでとう金婚式！

これから先も ともに元気で！

平野浅喜
ワキ

田中

下城国治
イウ

杉田下

安道美円
ハツエ

古賀

鎌馬甚市
ニフ

湯田上

河津袈裟松
トメ

中湯田

本紙に『こどものひろば』をもうけてから六ヶ月がすぎた。タブロイド版の一頁をこれにあてているが、主として小学生の作文、詩である。これは各学校におねがいして

何を考えているか

こどもは

野田倉八
テツ

上町一

鏡水貞喜
キクエ

動目木

井野金太
ナツエ

田ノ原

宇都宮兵喜
キクエ

元荒倉

井高喜
スミ

深久保

が何を考え、どんなことに興味をもっているかを知らずして、四月から九月まで（九月一日号は原稿不足のため掲載）この六ヶ月の広報紙に紹介したものは二十九篇であるが、この作品を分類してみると

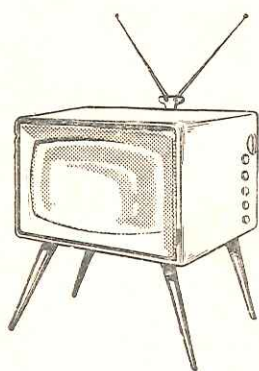
- 1 生活に題を求めたもの 九篇
- 2 動物について書いたもの 四篇
- 3 自然を題材にしたもの 四篇
- 4 旅行、遠足などの感想文 四篇
- 5 人間について書いたもの 三篇
- 6 学習関係のもの 二篇
- 7 その他 三篇

おおまかに分類すると大体以上のとおりである。自然を書いたもののほとんどが「花」を選んでいるがそのほとんどが女である。

女と花というのは密接な相似性があるようであるから、当然と考えられるが、男の子でも花を美しいと感じるはずである。恥じらいのために書かないのだろうか、ともあれおもしろい現象である。

つぎに生活、自然、動物の総計は十七篇もあり半分以上をしめているが山にかこまれ、山に育つ南小国のこどもとしては当然なことかも知れない。しかし、毎日のテレビラジオは、人工衛星や機械科学を報じそれらによるロケットや飛行機や汽車などスピードに関係する題材がなかつたのは何か、ものたりなさを感じさせる。機械科学について表現できる程の関心と経験をもたないことが原因ではあるが……

こうしてこどもの作品をとおして、こどもの心をのぞいて見るとき、人づくりの根本である教育も、そしてその上にある教育行政も、ある程度ではあるが、今までのものに検討を加え向後の新たな方向を定める上に役立つのではないだろうか。とに角、本紙の作品をとおして見た、南小国村のこどもは、自分を取りまく生活と、自然の風土性の中に生きているというところが、いえそうである。



それは私です!! その二

.....逆境から立ち上るあなたの相談相手.....

先月号で民生委員と人権擁護委員について述べました。本月は行政相談委員と母子相談委員の仕事を説明し、あなたの相談相手を決めて頂きましょう。

◎行政相談委員

町村毎に行政管理局長が委嘱し、その町村の区域内の各行政機関の業務の実施状況に片手おちがあつたとき、そのことについて相談する人を言います。たとえば執行吏の納得できない差押物件の競売とか道路改修によりひどい被害をうけたこと、交通上支障のある電柱の撤去の申出、公務扶助料の手続事務の促進、自動車事故による損害賠償請求のこと、国税県税村税などの不当課税についてのことなどについて又はその他のことについてでもどうしても自分で納得できないように思われるときは一応、行政相談委員さんに相談なさつて見てはいかがでしょう。現在の行政相談委員さんの住所と氏名

大字赤馬場上杉田 波多野ガク

◎母子相談委員

重度精神薄弱児 扶養手当について

現在、施設にも入所出来ず、又何らの公的年金をも受給していない在宅の重度の精神薄弱児の福祉をはかるため『重度精神薄弱児扶養手当法』が今年九月一日から施行され、重度精神薄弱児の世話をしている方に手当が支給されることになりました。手当の対象となる重度精神薄弱児とは、二十才未満で精神の発達が遅れているため、日常生活において常に他人の介護を要する程度で知能指数三五以下の精神薄弱児をいいます。この法律の主な内容は次のとおりです

- 一、支給要件
手当の支給を受ける第一順位は、重度精神薄弱児を監護している父又母であります。又は父母が監護していない場合は、その重度精神薄弱児と同居して監護し、且つ生計を維持している養育者に支給されます。支給要件には手当支給の基礎となる児童に関するものと手当の支給対象者となる父又母又は養育者に関するものとがあります。先づ重度精神薄弱児に関しては(1)日本国民でないとき(2)日本国内に住所を有
- (3) 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることが出来るとき
- (4) 父又は母の業務上の死亡について支給される労働基準法、労働者災害補償保険法等に基づく遺族補償を受給できる場合であつてその給付の事由が発生して六年を経過していないとき
- (5) 母子福祉年金、児童扶養手当等公的年金給付の対象となつていないとき
- (6) 里親又は児童福祉施設に委託されているとき

支給要件に該当する必要があるほか、この手当制度は重度精神薄弱児をもつ低所得者の所得保障制度でもありますので、さらに所得制限にかゝらないことが必要です。先づ(1)支給対象者である父又母又は養育者が前年において二十万円に、二十才未満の重度精神薄弱児又は、義務教育終了前の児童一人につき、三万円を加算した額をこえる所得があつたとき(2)支給対象者の配偶者又は扶養義務者が前年に

ふるさと山はありがたきかな (琢木)

このふるさとに就職を

- 三愛観光株式会社(社長市村清)では、次の要領で社員を募集しています。今まで、京阪神地区(京都・大阪・神戸)や、中京地区(名古屋・岐阜など)に職を求めていたことを考えれば、故郷で就職できることでもあり本人はもとより、お父さん、お母さんも安心していただけると思います。ご希望の方は早目に学校へ申しこんでください
- 一、採用方針
昭和四十年三月卒業見込みの健康でまじめな女子
- 二、就業場所
南小国村黒川温泉「ホテル三愛荘」瀬の本高原レスト・ハウス(休憩所売店など)
- 三、募集人員
1 事務員
2 高校卒 二〇名
3 高校卒 六〇名
4 売店係及びメイド見習
5 中学卒 四〇名
- 四、募集条件
イ 給与
事務員 一二、〇〇〇円
メイド要員 一三、〇〇〇円
売店係及びメイド見習

- 九、四二〇円 ト 三愛学校
就業時間は 1・2は一日実働九時間 3は一日実働八時間 休憩一時間とする
ハ 休日定休日毎週一回 賞与 年二回(六月、十二月)
ホ 昇給年一回
過勤給その他特別手当あり 食事手当 二、〇〇〇円
ヘ 福利厚生
加入保険(健康、厚生、失業、労災)退に採用の方針です。
共 寮完備
娯楽、体育施設あり
- 三愛学校
中学卒の社員のため 毎週六時間ずつ三か年間所定の講義を受講させる。これを終了した者は、高校卒に準ずる給与、待遇をあたえる
チ 三愛講座
日本舞踊、教養、洋裁、料理、生花、茶道、美容、社会常識音楽など

簡易保険も

百万円引上げ

貴重なスペースを拝借料でしかも特別に加入し改正された郵便局の『料を要しないで万一の簡易保険』のご紹介をい場合三倍の保障する新たします。

保険といえは読む気がそくかも知れませんが「上二つが新しく改正読み流し頂ければ幸いです」まず第一に保険金の最上二つが新しく改正高額を従来の五〇万円から百万円に引き上げ簡易保険の特色はなんと保険が国民性にあつた貯蓄も毎月の掛金で、毎性の生命保険としての機能月集金にお伺いする機能を充分発揮できるようとです。

加入者の要望にお答へし「ころばぬ先の杖」とた事です。第二に特別養老保険の創設です。従来い自から加入したいもの場合二倍保障でしたがこの種の保険は安い保険

南小国郵便局

村政の主権者は

あなただです

昭和二十二年に地方自治法が定められてから村の政治は村民の皆様が行うことになったのです。しかし村民全部の人が役場で話し合いをいつもすることはできないから村長及び村会議員を選挙で選んでその人達に私達村民の権利をまかせて村の政治を行ってゐる訳です。村政の主権である村民の皆様方に本月号より議会の議案等を掲載して参考に供したいと思ひます。

六月、九月、十二月の四回が決まつております、しかし特に村長が必要とするとき、又は議員さんの内で六人以上の者が要求したときには臨時会があります。

◎どんな事が決まつてゐるでしょうか？

九月は三日に臨時村会が開かれました。審議されて決まつた事は次のとおりです。

一、滝ノ口造林組合の立木（字滝ノ口 四三三〇・四三三一・四三三二番地）の杉主伐三四六本を売却することが決まりました。

二、農業共済事業特別会計補正予算が本年の麦が非常に被害が多かつたので保険金が多く県より村に來ましたその額は二五六千円です。

三、村民の皆様方も関心をもつてゐられる、瀬の本地区の開発についての審議をするために特別委員会ができました。

瀬の本開発特別委員会

三 苦 司
北里 辰夫
加藤 小六
加賀 康美



三とおりの基礎控除
山林所得の税法改正さる

小国地方の所得の約五〇パーセントは、山林所得だといわれています、先祖が子孫のために残してくれた美森は、今日の小国をささえ、そして將來もまた小国の発展の経済的基盤として重要な役割をはたしてくるでしょう。林業の経営は粗設経営から計画経営へと移りつつありますが、山林所得に対する税務対策もゆるがせに出来ない問題だと思ひます。

では立木を売つた場合税金はいくらかかるか？これを知らなくては計画伐採を行う上に大切なことだと思ひます、これは身近な問題である割に、案外知られていないのではなからうと思ひます。

九月の定例議会は月末にありまので十一月号でお知らせします

特別委員会

石橋 茂夫
藤堂 金男
井上 豊喜
徳丸 新
斎藤 力
佐藤 幸夫

(1) 他所得と分離計算する

(2) 概算経費率を掛けて控除する

(3) 基礎控除額が三通りある

(4) 五分五乘法計算である

(1)の分離所得計算とは農業所得、給与所得など

とは合算せず山林所得のみ別途計算することを行います

(2)の概算経費とは、植林費、手入れ費等管理費を一定の率をもつて控除するもので、毎年一月大蔵大臣が決定し、告示する率をいいます（昭和三十五年以降昭和三十八年まで、立木売却価格の三〇パーセントで本年も変更ありません）

(3)の基礎控除は、従来概算経費を控除したものから更に一率十五万円の基礎控除であつたが、本年四月の改正によつて売却代金から概算経費を差し引いた額が三十万円未満は三十万円、三十万円を越え四十五万円未満は六十万円からその金額を差し引いた金額、四十五万円以上は従来通り十五万円の三通りとなりました

(4)の五分五乘法とは、(3)までで計算した額を五で割つて別表の税率を見てその額を五倍することとを意味しています計算例をあげて見ましよう。

十月は共同募金の月です。この募金は親に代わり赤ん坊を育てる乳児園、家庭や心身に恵まれぬ子供を十八才まで面倒を見る、養護、虚弱児、精神薄弱児等の施設、母子寮、正常な心身を欠く成人を世話する救護、罪を犯し

共同募金について

別表 (税率)

	10万円未満	0.08
10万円以上	20万円	0.10
20万円	50万円	0.15
50万円	80万円	0.20
80万円	120万円	0.25

簡単に山林所得の税務について申しのべましたが、何かの参考になればと思ひます。

なお山林所得の計算など面倒だと思はれる方は森林組合の共販制度を利用されますと、精算書が出されますので所得税の申告に最も便利です

- (1) 立木を40万円で売つた場合（経費率を30%と仮定）
40万円×30%=12万円
40万円-12万円=28万円
28万円-30万円=0
すなわち無税である
- (2) 立木を60万円で売つた場合
60万円×30%=18万円
60万円-18万円=42万円
42万円-18万円=24万円
（基礎控除）
24万円÷5=4万8千円
4万8千円×0.08=3,840円
3,840×5=19,200円
税額 19,200円
- (3) 100万円で売つた場合
100万円×30%=30万円
70万円-15万円=55万円
55万円÷5=11万円
10万円×0.08=8,000円
1万円×0.10=1,000円
9,000円 9,000円×5=45,000円
税額 45,000円

在外私有財産実態調査について

引揚者が外地において残された私有財産の保障問題については、国において種々論議されてきましたが、今回、総理府内に在外私有財産問題審議会が設置され、これに関連して引上者団体連合会において調査表を作成し調査を実施しておりますのでお知らせします



観光事業で思うこと

ば ろ ひ の も ど こ

スポーツ少年団小島行

南中二年 日野 郁代

去る、八月七日から九日まで、私達スポーツ少年団は小島へ臨海学校へ行つた。

小島地区のスポーツ少年団が七月二十五日に満願寺にやつて来て林間学校をやつたのでいわば海と山の交歓会をやるというのである。

市原から貸切バスで小島まで。途中、熊本城へ立ちよつて宇土やぐらを見学し、昼食をとつた。

熊本から小島までおよそ二〇分、小島につきいる荷物の整理をして小島スポーツ少年団とソフトボールの試合をやつた。

夕食をすませ、先生方の話や注意、小島小学校長先生から小島の伝説などを聞いて九時消灯。小学生などは嬉しくて眠むれないよう十一時頃まで話していた。

先生方が何度か見回りにこられて注意してもその時は、ためき寝いりをしていた。私達もやつぱり眠れなかつた。

さて、二日目、朝六時起床、六時半からラジオ体操。朝食をすませて醤油会

そして十一時半ごろ昼食をすませ、荷物の整理などをして、十二時に小島を後にした。別れる時は小島の人々は拍手で送つて下さつた。小島少年団と南小国少年団と互いに別れの言葉をかわし合つた。

波居原小学校二年一くみ

う ん ど う か い

ぼくたちの学校は、九月十二日にうんどうかいがありました。

あさはやくおきると、パンバーンとばくちくがなつたのでうれしくてたまりません。

いそいでかつこうへいくと、もうみんな白のうんどうふくをきて、あそんでいました。

しばらくすると、かいしきがはじまり、校ちよう先生があいさつをしました。

二年生は二ばんめにはしりました。ぼくは、しゅばつせん

て、とちゆうおとうさん

ぼくも、すぐ水ぎにきかえて、海の中へ、いつて、行つた。

弟たち二人は、こわいおひがりをはじめました。ぼくは弟たちと、いろいろめずらしい、海そうや、かいを見つけ大さわぎ。

何本も木があつて、一本目の木のところで、ぼくはしずんで、しまう。

二本目の、木のところで、おとうさんが、しずむ

それでぼくは、ずいぶん深いんだなあと、思つた。

およいでいるうちに、ごはんの用意ができて、しよくじにした。

しよくじのあと、ちよつとやすんでから、ボートにのつた。

それからしやしんとつたりして二時頃、三角へいくことになつた。

ちようど、大きい船がはいつていて、お客さんが、おりてきて、いるところだつた。

星和一小ねん い ひろこ たけたにいつた

わたしは、おじいさんと、たけたにいきました。ばすでせのものとおり

ました。おおだんどうろには、けいさつのおおおじさんがいました。

みちはとてもひろく、きれいです。いつぱいじどうしやがとおつていました。

ひろいおおおとしたまきばもありうしやうま

などがたくさんいました。やつとたけたにつきま

した。おおきなみせやさんには、たくさんのおかしな

どがありまして。きしややばすもみまし

た。おじいさんは、こしが

いたいのではううちに

きました。それからおばさんのうちへとまりにいきました。ちみこさんたちと、な

わとびをしたり、ふうせんをとばしたりしてあそ

おわり



海水よく

中原小学校三ノ二

とうどうひろゆき

きようは、八月十二日、晴れ、おとうさんのうん

人、みんなで、五人、ながはまへ、海水よくに、行つた。

午前八時ごろ出ばつし

親ぼくはレクリエーションから

波居原校下のスポーツだより

『村民皆スポーツ』の 声援の中に、汗まみれ 趣旨にそつて、波居原校 泥まみれとなつて球を追 下では、九月二日午前九 うさまは、スポーツをす 時から五部落対抗(下方 るものだけが知る喜びで 陣内、鬼淵、長迫、高花 あり、まさに親ぼくのシ ンボルといえましよう。 の、男子ソフトボール おしくも途中からの雨 女子バレーボール大会を 催しました。 で、ソフトボールは中止 となつた。バレーボールに により、本部から佐藤先 そのわざをきそいあいま 生、手島指導員も来校さ した。農村の労働力不足 が痛切に考えられるきよ



色彩がみなぎりました。 うこの頃、その対策の一 一投一打、珍プレー凡 つとして、また親ぼくと プレが続出、子どもたち レクリエーションを兼ねた

お知らせ

●住民実態調査について ●印鑑登録改印証明につ ぐさかりの終る十月中 旬頃を見はからつて役 場職員がおたくにおう かゞいする予定ですの で何とぞ御協力くださ いますようにおねがい いたします。

初めてのころみとして 予想以上の成果をあげる ことができたことは、簡 井校長をはじめ諸先生方 のご協力のたまものと深 く感謝しております。 こんども農村の健全な レクリエーションとしてま たむつみあいの場として 機会あることに実施した いと念願しています。 ソフトボール

一位	高花
二位	下方
三位	長迫
四位	陣内
五位	鬼淵

金丸生

印鑑が必要になりました

戸籍謄抄本、住民票の請求にも

- (5) 委任状には二名の保証 人が必要です。
- (6) 本村において住民登録 及び外国人登録をした もので、かつ印鑑登録 した成年者でなければ 保証人になれません。
- (7) 委任状に押す保証人の 印鑑は登録した印鑑で なければなりません。
- (8) 未成年者は代理人には なれません。

いままでは、住民票を 作つてくれとか、だれそ れの相続に関する戸籍抄 本をもらいたいと口頭で おつしやることにより用 件が済んでいました。 一方これを作る側から見 れば、あなたの住所、本 籍、氏名さらには部落名 などくわしくきいたとし てこれを台帳にかきうつし だ後に作成するといつた 非常に面倒な手続きを得 なければなりません。し た。又この交付台帳とい われるもの自体がそれぞ れに異つていたため、い つそう複雑きわまるもの でした。そのためになす る手違いにより少なから ず御迷惑をおかけして いました。 そこで、できるだけ短 かい時間にあなたの用件 を済すことのできる方法 として、このたび、交付 申請書と云うものが出来 ました。

戸籍明暗

氏 名 生年月日 部 落

井野和哉ちゃん	八月三日	高 花
山村由紀ちゃん	八月十六日	黒 川
猪股美香ちゃん	八月十九日	荒 倉

氏 名 年令 死亡月日 部 落

佐藤マサさん	73才	八月六日	志 津
金丸文喜さん	78才	八月八日	志 賀
森下愛助さん	87才	八月九日	杉 田
井 広吉さん	74才	八月十六日	白 川

戸籍明暗の(明)の部の松崎泰子ちゃんは松崎恭子ちゃんのあやまりでした。訂正いたします。

道徳講演会

去る八月三十日市原小 学校体育館において南小 国村婦人会は南小国村教 育委員会後援のもとに熊 日岩下論説委員の現代に おける道徳について約二 時間に亘るお話をきき、多 大の感銘をうけた。

それにはあなたがいつ、 何課の何係に何を申請さ れ、そして手数料はいく らか、つたかが記録され てあります。 この申請書にはあなたが 実際にそれ申請されたこ とを証する印鑑が必要で す。 おねがいいたします。

- 手により承認された。 その要旨は次の通りで あります。
- 私も南小国に住む婦 人は、さきに熊日の提唱 する道徳再建運動に賛同 し、更に本日の道徳講演 に感動し、かねがね私ど もの念願した人間尊重を 根本とした民主主義の理 念に徹し、自由と責任を 重んずる風習をおこし、 平和にして前進する郷土 づくりを誓ひ合い左のこ とをやさしくします。
- (1) 話し合いの場を広め みんなの心をつなぎま す。
- (2) 勇気を持つてはげま し親切運動をおこしま す。
- (3) 子供や、としよりに 理解と愛をそそぎます
- (4) 学習を深めて国や世 界にも目をむけます。
- (5) 責任ある行動をすす め村から暴力をのぞき ます。

